

「健康危機対処計画(感染症編)」について

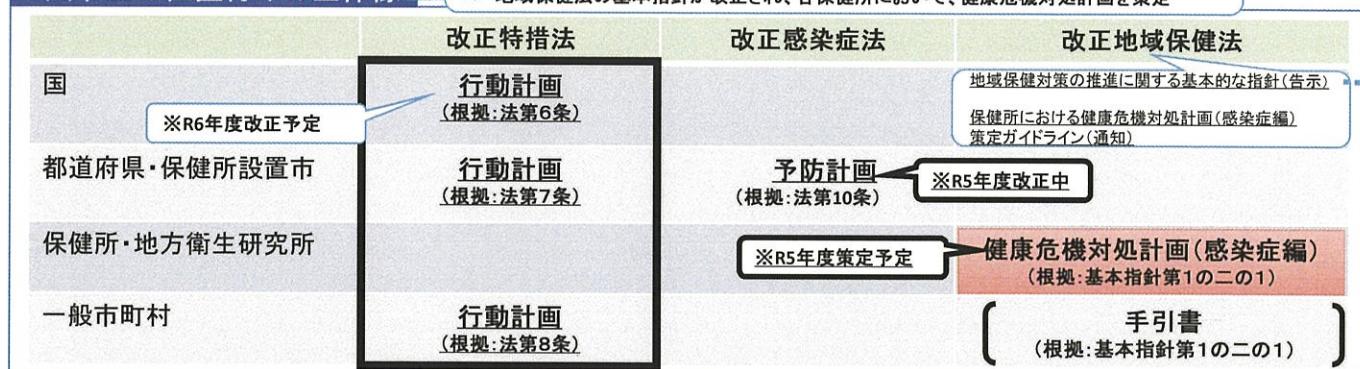
資料5

健康危機対処計画は、新興感染症への備えとして、平時から計画的に準備を進めるための具体的方策を示すもの。

法令上の位置付けの全体像

※策定の背景

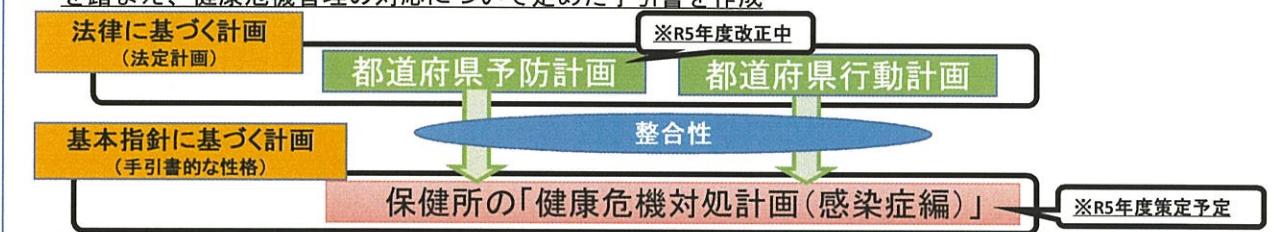
- ・新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、感染症法及び地域保健法が改正
⇒ 地域保健法の基本指針が改正され、各保健所において、健康危機対処計画を策定



地域保健対策の推進に関する基本的な指針(最終改正:令和5年3月27日厚生労働省告示第86号)より

《予防計画等、市町村との関連》

- 保健所が作成する対処計画は、都道府県予防計画等を踏まえた内容とする。
- 保健所設置市以外の市町村は、(略)管轄保健所の協力を得ながら、当該保健所が策定する健康危機対処計画を踏まえ、健康危機管理の対応について定めた手引書を作成



道における「健康危機対処計画(感染症編)」の策定スケジュール等

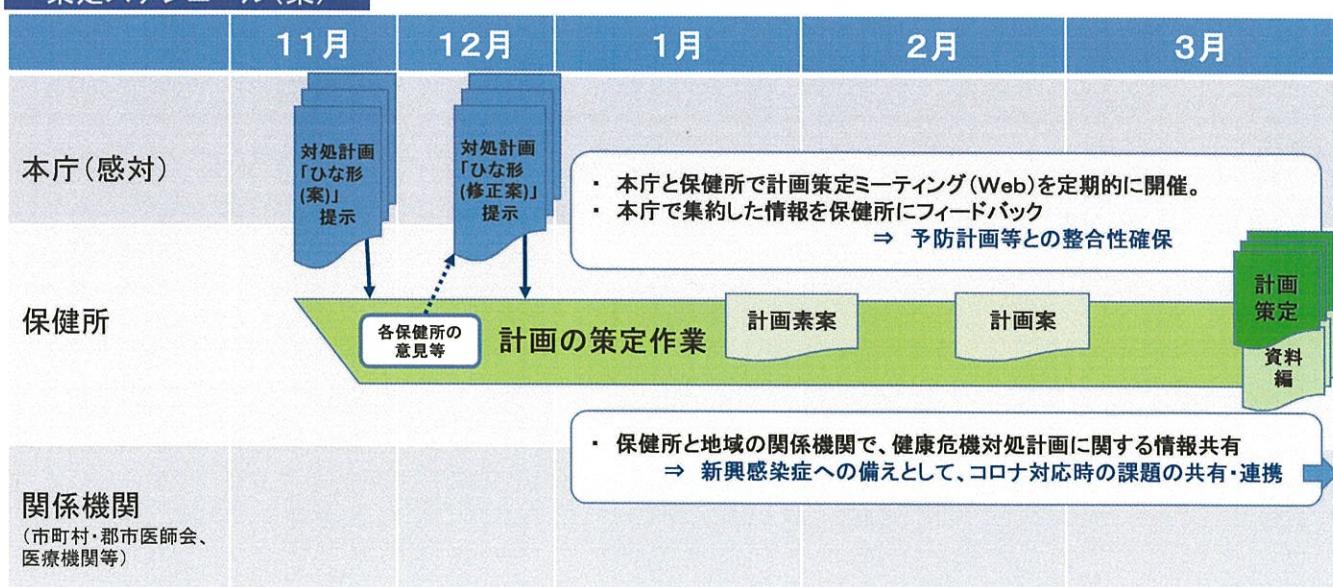
国は、令和5年度中に健康危機対処計画(感染症編)を策定するよう、都道府県に通知

※通知:保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドラインについて(令和5年6月27日付け健健発0627第1号)

⇒ 令和5年度中を目途として、道立保健所の健康危機対処計画を策定

※道予防計画等を踏まえ、整合性を確保しつつ新興感染症を想定し策定

策定スケジュール(案)



健康危機対処計画に係る関連法令条文等（抜粋）

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

（予防計画）

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。）を定めなければならない。

○ 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生労働省告示第374号）

※最終改正：令和5年3月27日厚生労働省告示86号

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

二 地域における健康危機管理体制の確保

1 健康危機管理体制の確保

都道府県、政令市は、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書を作成するとともに、これらの手引書、「感染症法」に基づく予防計画、「特措法」に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、各保健所及び地方衛生研究所等において健康危機対処計画を策定する必要がある。

（略）

保健所設置市等以外の市町村は、健康危機発生時に、当該保健所設置市等以外の市町村を管轄する保健所と協力して生活環境の整備や、地域住民への情報提供、知識の普及等の業務を実施できるよう必要な準備を行う必要がある。

また、保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理の対応について定めた手引書を作成する必要がある。当該手引書は、当該保健所設置市等以外の市町村を管轄する保健所の協力を得ながら、当該保健所が策定する健康危機対処計画を踏まえ、作成する必要がある。